

2020年2月25日

株式会社 NexTone

代表取締役 CEO 阿南 雅浩

問合せ先： 経営管理本部 03-5766-8080

<https://www.nex-tone.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めると共に、継続的な事業発展、持続的な企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報の開示及びその適正性を確保してまいります。また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 分割後 割合（潜在株含めず）

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	790,400	29.2
株式会社フェイス	300,000	11.1
株式会社アミューズ	300,000	11.1
株式会社JRCホールディングス	257,600	9.5
三野明洋	246,200	9.1
株式会社ソニー・ミュージックパブリッシング	132,000	4.9
株式会社創通	118,000	4.4
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	100,000	3.7
株式会社コーエーテクモゲームス	90,000	3.3
株式会社インターネットイニシアティブ	70,000	2.6

支配株主（親会社を除く）名	—
親会社の有無	なし

補足説明

エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社は、2020年2月25日現在、当社の筆頭株主となっており、当社の議決権の29.2%を保有しております。

エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社は、エイベックス株式会社の100%子会社です。当社とエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社との間には、著作権管理委託契約を締結しております。2019年3月期の取引金額は758百万円です。エイベックス株式会社と当社との間には、監査役1名が兼務しておりますが、当社の取締役会を支配している状況ではなく、独立性は保たれております。

なお、上場時の売出しによって、エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社の議決権比率は、15%未満となる見込みであり、その他の関係会社からも解消される見込みです。

3. 企業属性

上場予定市場区分	東証 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役 CEO
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 信彦	他の会社の出身者								○			
升本 喜郎	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 信彦		社外取締役高橋信彦は当社株主である株式会社JRCホールディングスの代表取締役であります。	長年の音楽業界における豊富な経験及び識見を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外取締役としております。
升本 喜郎	○	社外取締役升本喜郎は TMI 総合法律事務所のパートナー弁護士であります。	弁護士として著作権法等に関する豊富な経験及び識見を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外取締役としております。 また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として選任する予定であります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者は、内部監査の実施の都度、結果及び改善事項を代表取締役CEOへ報告する他、常勤監査役に対しても報告しております。常勤監査役への報告に際しては、内部監査責任者は常勤監査役より監査結果に関する質問や、内部監査において他に確認すべき事項に関する助言等を受けており、以後の内部監査にあたっての確認事項として留意しております。また、内部監査において把握された状況、改善についての情報は、監査役監査においても活用されており、監査役によって監査項目の追加又はより詳細な確認の実施、要改善事項に関する改善状況の確認等が実施され、両監査の質的向上と効率化を図っております。

内部監査室と会計監査人である監査法人との連携に関しては、監査法人との打ち合わせ等の際に、内部監査の実施状況についての報告も行っております。また、監査法人からも会計監査の状況や改善指示事項・助言事項等についての報告を受けており、情報共有が行われております。上記の監査役

監査の際と同様、監査法人からの指摘又は助言事項は、以後の内部監査においても活かされており
ます。

また、監査役と監査法人の間の意見ないし協議は定期的に行われており、また、内部監査責任者、監
査役、監査法人の三者による意見交換ないし協議も随時行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	－

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
小林 伸之	他の会社の出身者														○
大嶋 敏史	他の会社の出身者／公 認会計士／									○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 伸之		社外監査役小林伸之はエイベックス株式会社の常勤監査役であります。 エイベックス株式会社はエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社の100%親会社であり、エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社は当社筆頭及び主要株主、並びに主要取引先であります。	エイベックス株式会社の常勤監査役であり、監査役としての豊富な経験と識見を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外監査役としております。
大嶋 敏史		社外監査役大嶋敏史は当社主要株主であり、当社の主要取引先である株式会社アミューズの執行役員であります。	公認会計士であり、株式会社アミューズの社外監査役を経て同社の執行役員（財務担当）を務めており財務・会計をはじめとする豊富な経験と識見を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外監査役としております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全てを、独立役員に指定しております

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	業務執行取締役、従業員、子会社の取締役及び従業員
-----------------	--------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬等は株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、取締役会の決議により、代表取締役CEO阿南雅浩以外の取締役報酬等の額については、代表取締役CEO阿南雅浩に一任し、代表取締役CEO阿南雅浩の取締役報酬等の額については、代表取締役COO荒川祐二に一任することとして決議しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会にて年額200,000千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会その他の重要な会議等にかかる議案内容の事前説明、情報提供、報告及び連絡等のサポートは、経営管理本部にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「権利者に選ばれ、利用者から支持される著作権管理業者となる。」という経営理念の下、永続的な企業発展を実現するためには、経営の健全性及び透明性を確保し、企業としての社会的責任を果たしていくことが重要であると認識しております。その前提のもとで、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と認識し、役員及び全従業員が効率的かつ健全な業務執行に努めるよう管理体制の強化を進めてまいります。

なお、当社株式 790,400 株 (29.2%) を所有しているエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社はエイベックス株式会社の 100% 子会社であり、エイベックス株式会社は当社のその他の関係会社に該当いたしますが、当社の取締役会を支配している状況ではなく、独立性は保たれております。また、当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の考え方で取引を行うことを基本方針としており、決裁申請書等の承認手続きを得ることによりしております。また、特に重要な取引が発生する場合は、取締役会で十分に審議することで少数株主に不利益を与えることがないように対応しております。

② 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で監査役会が構成されております。

監査役は、監査計画を代表取締役 CEO に報告しております。また、監査役は内部監査室及び会計監査人と連携を図り、適時情報を共有する一方、取締役会等の重要な会議に出席するほか、取締役や執行役員に業務の報告を求めるとともに、主要な部門を往査のうえ業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。

取締役会は、月 1 回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める決議事項の審議及び決議、並びに重要な報告を行っております。当社は意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行にあっております。

コンプライアンス体制の構築、強化を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、委員長には管理担当取締役、委員には社外取締役、常勤監査役及び社外監査役を選出しており、必要に応じて適宜コンプライアンス委員会を開催しております。

また、代表取締役直属の内部監査室は、各部門の業務執行状況を監査しており、内部監査の結果につきましては、代表取締役に報告しております。常勤監査役は内部監査室と適時情報を共有しており、会計監査人とは、四半期に一回程度の頻度で会合を行い、各監査の状況を相互に共有して連携を図り、効率的かつ有効な監査の実施に努めております。

社外監査役には、会社経営及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を選任し、その専門性と経験等を活かして、会社の経営に対して独立した立場から監視・助言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）で監査役会が構成されています。

社外監査役には、会社経営及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を選任し、その専門性と経験等を活かして、会社の経営に対して独立した立場から監視・助言を行っております。社外監査役は取締役会に参加して経営を監視及び監督するとともに、内部監査室、会計監査人と連携して監査を実施しており、業務の適正は確保されていると考えられるため、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、発送日前に自社ホームページへの掲載を予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けるとともに、ご出席いただきやすい場所の確保に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題であると認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本方針を策定し、当社ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題であると認識しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び通期決算発表後に決算説明会を定期的で開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来は、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算情報（決算短信・四半期決算短信）及び決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は、経営管理本部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス研修等において、様々な立場のステークホルダーを尊重する企業活動の取組みの重要性について、役職員に周知徹底しております。また、当社「企業理念」などでステークホルダーの立場を尊重する旨を明確にしており、当該基本方針は当社のホームページにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆さまに対し、当社の情報を公平かつ適時、迅速に情報を提供することに努めてまいります。情報の開示にあたっては、関連法規を遵守するとともに、当社グループの事業活動をより良くご理解いただくため、経営情報をはじめとした IR 情報を発信していく予定であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、業務の適正性を確保するために、2017年1月27日開催の取締役会の決議により「NexTone 内部統制基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>a. 当社グループの取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社の代表取締役 CEO が、法令・定款及び社会倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）を企業活動の前提とすることを明確にし、それを継続的に役職員に伝えることを徹底します。</p> <p>(b) 当社の代表取締役 CEO は、社内規則に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。</p> <p>(c) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス問題の一元的な管理の一環として、当社経営会議において当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、問題の解決を図ります。</p> <p>(d) 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに経営会議に報告します。報告を受けた経営会議は、その内容を調査し、再発防止策を実施の上、必要に応じて取締役会に報告します。</p> <p>(e) 暴力団排除条例等の法令に基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとします。</p> <p>(f) 財務報告に係る内部統制の整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保します。</p> <p>b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(a) 社内規則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存します。</p> <p>(b) 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとします。</p>

- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 代表取締役CEOは、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理体制を明確化します。
- (b) 前項のリスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備します。またリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な対応を講じることができ体制を構築します。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 職務権限規程により当社グループの職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備します。
- (b) 当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行います。また、効率的な人的資源の配分を行います。
- e. 当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は、内部統制システムの構築を目指すと共に、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- (b) 当社の代表取締役CEOは、当社の内部統制に関する責任者として、当社グループの業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- (c) 当社は、事業計画の進捗状況等を取締役会において定期的に報告し、業務の適正と情報共有化を促進します。
- f. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとします。監査役を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期的に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。
- (b) 当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役の意見を徴するものとします。
- g. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 役職員は、重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならないこととします。
- (b) 役職員は、監査役求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況報告ほか、必要な報告及び情報交換を行います。
- h. 監査役に重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受

けないことを確保するための体制当社グループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益取扱いも行わないものとします。

i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求（当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除く）について、それに応じます。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(b) 監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受けます。また意見・情報交換を行うことができます。

(c) 監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができます。

(d) 監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役CEOである阿南雅浩は、当社の社会的信用力の拡大において、反社会的勢力との接触は、その信用を毀損すると考えており、当該勢力とは断固付き合わないこととし、社内での浸透を図ってきました。現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社では、新規取引開始に際して、管理部が取引先等の反社会的勢力との関係の有無を「日経テレコン21」の記事検索に加え、必要な場合は帝国データバンク、東京商工リサーチによって調査し、当該取引の相手方となる企業が反社会的勢力と関連のないことを確認したうえで取引を開始しております。

排除・防止体制については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加するとともに、「不当要求防止責任者」を選任し、東京都公安委員会（当社の本店所在地を管轄する渋谷警察署）に届け出ております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

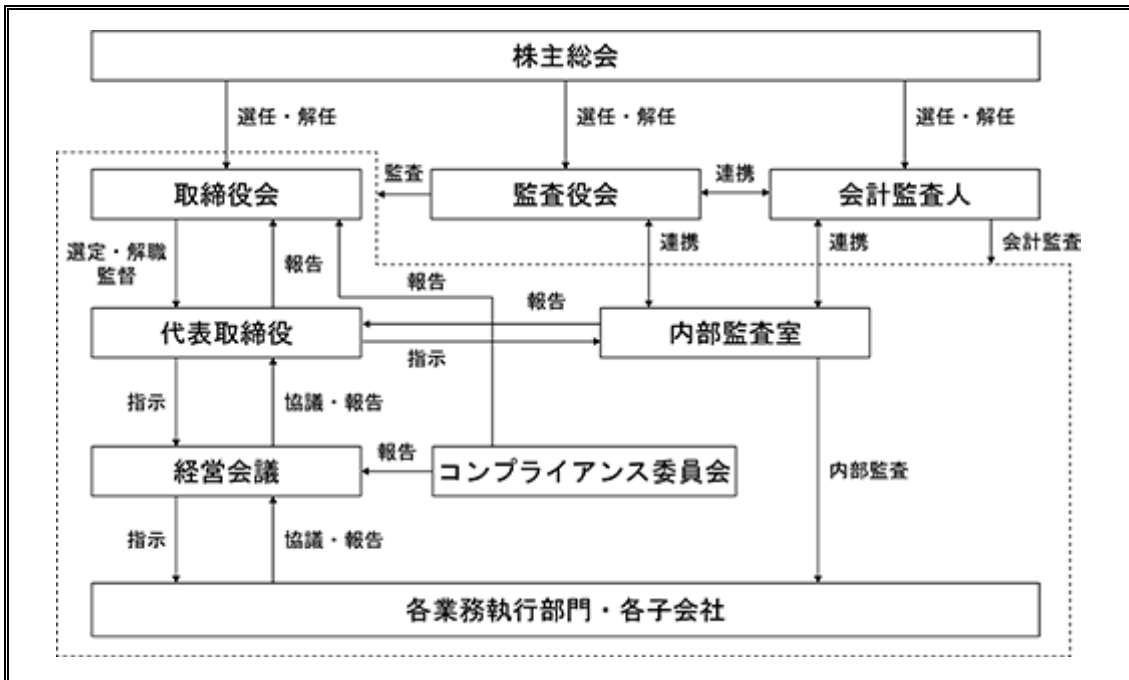
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

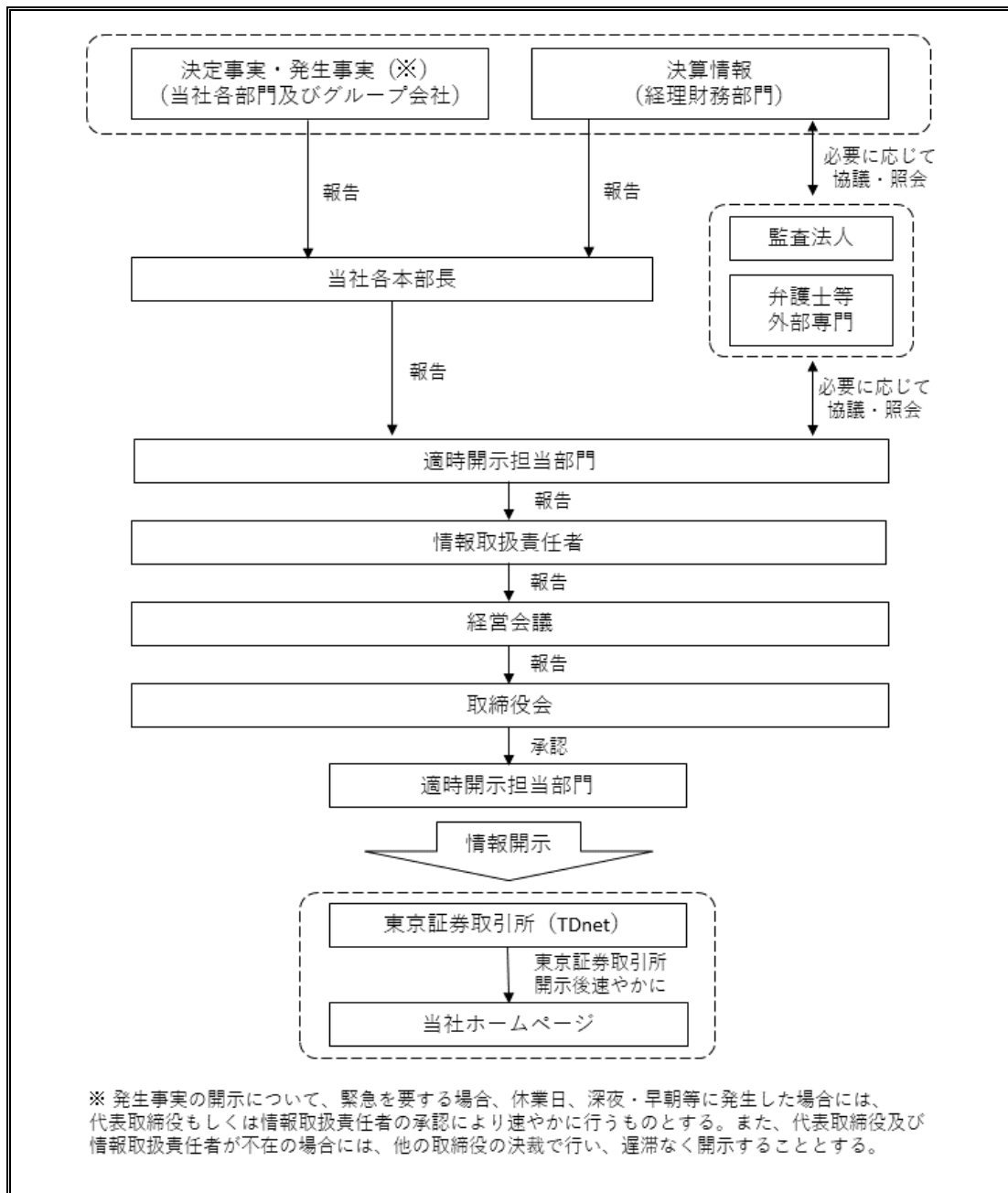
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上